

糸魚川市地域活性化起業人（副業型・シニア型）に基づく活動に係る仕様書 （事業承継支援事業）

1 業務名

地域活性化起業人制度（副業型・シニア型）に基づく活動に係る業務委託

2 目的

本市では、糸魚川駅の周辺を「都市機能誘導区域」とし、商業の振興を図っている。しかしながら、経営者の高齢化や、後継者の不在により、この区域内で古くから愛され続けてきた商業施設が相次いで廃業している状況にある。

この状況を改善するため、市では事業承継の支援に取り組んでいるが、本区域内における事業承継を促進させるためには、本区域自体の魅力を高める取り組みも同様に重要である。

本区域内における商業活動を支援することで区域の魅力を高めながら、掘り起こした事業・資産承継ニーズを適切な関係機関等と繋げることで、区域内の承継を促進させることを目的とする。

3 業務概要

下記(1)・(2)に関する業務を行うことで、糸魚川駅周辺エリアにおける事業・資産承継を支援し、商業の維持・発展を促進する。

(1) 糸魚川駅周辺エリアにおける商業活動の支援

当該エリア内で商業を営む事業者間の連携を促し、個店の魅力を向上させるとともに、エリアとしての価値を高めるための取り組みを企画、誘発させる。

(2) 事業承継・資産承継ニーズの橋渡し

活動を通じて発見した事業承継や資産承継に関する売り手・買い手双方の支援ニーズを、適切な関係機関と繋げることで、エリア内の承継を促進させる。

4 任用形態

任用形態は、業務委託契約（個人契約）とする。また、活動内容に応じ必要な活動保険に加入すること。

5 委託期間

委託期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

※ 令和9年4月1日以降の契約については、本事業の状況や取組実績に応じて更新の可否を判断する。

6 委託料

契約に基づき、以下の委託料を支払うものとする。

(1) 活動対価としての報償費 月額 83,300 円（契約期間における上限 50 万円に相当）

(2) 活動に要する旅費実費分（契約期間内の上限あり）

※ 月の途中から開始となる場合は、日割り計算とする。

※ 旅費の上限は、50 万円とする。

7 活動報告

起業人は、月ごとに業務報告書を作成し、翌月 10 日までに本市へ提出すること。

8 実績報告

実績報告は、3 月末をもって提出すること。

9 検査

市長は、上記 7 及び 8 に基づく報告が提出されたときは、速やかに検査するものとする。

また、必要に応じ市長は、起業人に対し活動内容等に対し指導することができる。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、協議のうえ、委託契約書に定めるものとする。

11 秘密の保持

起業人は、本業務の実施にあたり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様である。

12 損害賠償

起業人は、本業務の履行に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、損害賠償を負うこととする。ただし、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

13 権利の帰属

(1) 本市が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、本市に帰属するものとする。

- (2) 本業務により作成された成果物に係る所有権、著作権及びその他の権利は本市に帰属するものとし、本市による二次利用を可能とする。また、受託者は本市に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

14 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や本市が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (2) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、本市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたときは、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。